

## IFRS基準の開発をめぐる最新の動向

### 基本財務諸表プロジェクト

国際会計基準審議会 (IASB) は、公開草案「全般的な表示及び開示」(2019年12月公表) の再審議を進めています。2022年7月～9月のIASB会議では、主要論点の検討が進んでいる損益計算書 (PL) の表示に関する残りの論点などが審議されました。

2019/12  
公開草案

目的:

PLにおける業績の伝達方法の改善

3つのポイント:

新たな小計と区分の導入

情報の集約・分解の改善

MPMの導入

#### 情報の集約・分解の改善

公開草案: PLにおいて営業費用を機能別に表示する場合、単一の注記で、営業費用総額の内訳を性質別に開示

PLの表示 (機能別)

売上高	10,000
売上原価	4,000
<b>売上総利益</b>	<b>6,000</b>
販売費及び一般管理費	3,000
<b>営業利益</b>	<b>3,000</b>

注記における開示 (性質別)

使用した原材料	2,700
<b>従業員給付</b>	1,500
<b>減価償却費及び償却費</b>	1,000
固定資産の減損	800
営業債権に係る減損損失	500
その他	500
<b>営業費用合計</b>	<b>7,000</b>

暫定決定

- PLの各科目に含まれている減価償却、償却および従業員給付の金額を開示。
- 注記において開示する全ての営業費用について、PLの各科目に含まれている金額を開示するアプローチを検討。

2021/3  
以降  
再審議

最終基準  
公表未定

# その他のIFRS関連ニュース(1/2)

(2022年7月～9月)

## 「セール・アンド・リースバックにおけるリース負債」(IFRS第16号「リース」の修正)の公表

(2022年9月22日)

IASBは、セール・アンド・リースバック取引に関する要求事項を改善するため、IFRS第16号の修正を公表しました。本修正は、2024年1月1日以後開始する事業年度から適用されます(早期適用可能)。

	使用権資産	リース負債
当初測定		
事後測定		

- リース負債の事後測定において、売手である借手が保持している使用権に係る利得または損失の金額を認識しない方法で、「リース料」または「改訂後のリース料」を決定します。
- リース料の一部または全てが指標またはレートに応じて決まるものではない変動リース料であるセール・アンド・リースバック取引を行った、または行う可能性のある企業は、本修正による影響を受ける可能性があります。

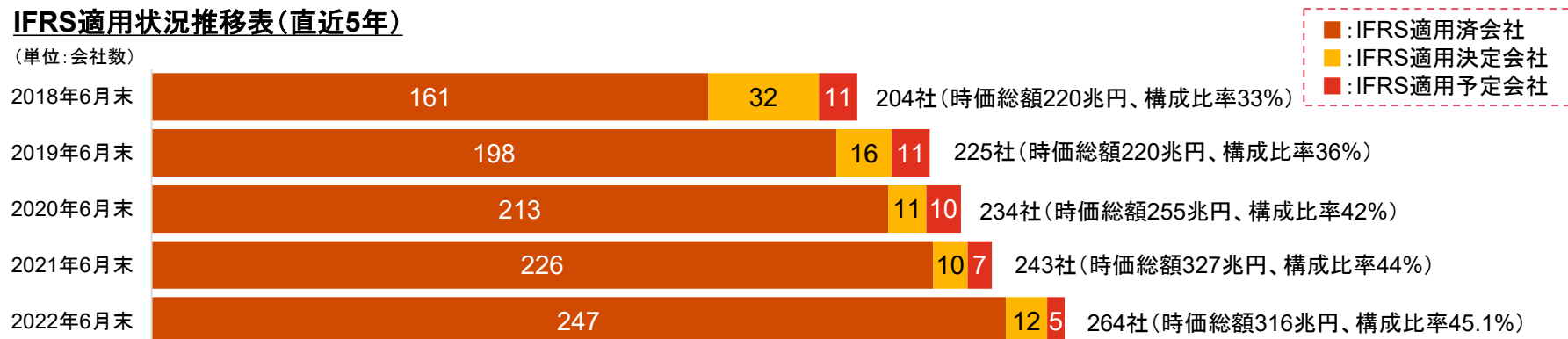
## 「『会計基準の選択に関する基本的な考え方』の開示内容の分析」(2022年)の公表

(2022年7月22日)

東京証券取引所(東証)は、「会計基準の選択に関する基本的な考え方」の開示内容の分析を公表しました。2022年6月末時点で、IFRS適用済会社、IFRS適用決定会社およびIFRS適用予定会社は264社、時価総額の合計は316兆円となり、東証上場会社の時価総額に占める構成比率は45.1%となりました。

### IFRS適用状況推移表(直近5年)

(単位:会社数)



出所:東京証券取引所公表資料をもとにPwCあらた有限責任監査法人作成

# その他のIFRS関連ニュース(2/2)

(2022年7月～9月)

## アジェンダ決定「負の低排出車クレジット(IAS第37号)」の公表(2022年7月25日)

主に中国などの法域での規制である負の低排出車クレジットを保有する企業が、IAS第37号の負債の定義における「現在の義務」を有しているのかについてアジェンダ決定(IFRS基準の要求事項の追加・修正ではない)を公表しました。

生産・輸入車両の二酸化炭素の年間平均排出量

政府の目標値より少ない = 正(プラス)のクレジット

政府の目標値より多い = 負(マイナス)のクレジット

### アジェンダ決定

政府の目標値よりも二酸化炭素排出量の多い車を生産・輸入する場合、制裁を受け入れることが、企業にとって義務の決済を回避できる現実的な選択肢である場合を除き、IAS第37号の負債の定義における「現在の義務」を有する。

## アジェンダ決定「特別買収目的会社(SPAC):公開株式の金融負債又は資本への分類(IAS第32号)」の公表(2022年7月25日)

SPACが発行した一般投資家が保有する公開株式を、負債性金融商品または資本性金融商品のどちらに分類すべきかについてアジェンダ決定(IFRS基準の要求事項の追加・修正ではない)を公表しました。

(要望書で記述された概要のイメージ)



### アジェンダ決定

□ IAS第32号には、現金などを引き渡す義務について、株主の意思決定が企業の意思決定として扱われるかどうかを評価するための要求事項が含まれていない。

資本の特徴を有する金融商品(FICE)のプロジェクトの一部として検討すべき。

### クラスBの株主の契約上の権利

- SPACの株主が対象企業の取得を承認した場合、保有する株式の払戻しを要求できる。
- SPACが清算された場合、株式は払戻しされる。
- SPACが存続期間内に対象企業を取得しなかった場合に、(i)株主の3分の2、(ii)それぞれのクラスの株主の3分の2以上の同意があれば、SPACの存続期間を延長できる。

SPACが契約上の義務を決済するために現金または他の金融資産を引き渡すことを回避できる無条件の権利を有しているかどうか。つまり、資本性金融商品に分類されるかどうか。

# How PwC can help

## PwCがお手伝いできること

IFRS導入支援	グローバル勘定科目 統一支援	内部監査支援	決算期統一・ 決算早期化支援
全面的なIFRS コンバージョン 支援から、特定 領域のみのアド バイザリーまで幅 広くご支援します。	経営情報の比較 可能性向上と業 務効率化のため、 勘定科目の整備 と会計マニュアル の作成をご支援 します。	アドバイスから、 リソースの提供、 アウトソーシング まで、クライアント の体制とニーズに 適した関与形態で ご支援します。	決算早期化の 阻害要因を解決 し、マネジメント サイクルの統一 をご支援します。



企業買収・再編関連 会計アドバイザー	経理人材育成 の研修支援	海外進出の 総合支援	複雑な会計領域 のアドバイス
M&Aなどの取引 実行前段階から 実行後段階まで、 全ての場面で 会計アドバイスを 提供します。	クライアントの ニーズに合致した カスタマイズした 研修を提供して、 経理人材の育成 を支援します。	海外進出に当たり、 現地調査から 設立手続きまで 総合的に支援し ます。	複雑な会計領域 について、戦略的 な会計処理を ご提案します。

# Contact us

## PwC Japanグループの主な法人

PwCあらた有限責任監査法人

PwC京都監査法人

PwCコンサルティング合同会社

PwCアドバイザー合同会社

PwC税理士法人

PwC弁護士法人

PwC Japanグループは、日本におけるPwCグローバルネットワークのメンバーファーム  
およびそれらの関連会社の総称です。各法人は独立して事業を行い、  
相互に連携をとりながら、監査およびアシュアランス、コンサルティング、  
ディールアドバイザー、税務、法務のサービスをクライアントに提供しています。

## PwC Japan IFRS ウェブサイト:

<https://www.pwc.com/jp/ja/ifrs.html>

## Viewpoint (IFRSの基準書や総合的な情報提供ウェブサイト):

<https://viewpoint.pwc.com/jp/ja.html>

## PwC Japan IFRS プロジェクト室:

E-mail: [jp\\_aarata\\_ifrsprojectoffice-mbx@pwc.com](mailto:jp_aarata_ifrsprojectoffice-mbx@pwc.com)